

OMIC Food Safety Newsletter No. 626 October 22, 2026

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今月のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

1. モニタリング検査の追加（違反による強化または検査命令解除による引下げ：検査頻度 30%）
(2026 年 9 月下旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
9/25	アルゼンチン産 落花生	アフラトキシン	引下げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001752845.pdf 基準値 10 µg/kg - ppb
9/30	中国産 おくら	メピコートクロリド	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001754626.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm

※検査対象条件等詳細につきましては、参照 URL をご確認ください。

2. 最近のタイ産品の輸入違反事例 (2026 年 9 月上旬)

日付	品名	不適格内容	基準	検査の種類
9/3	魚類調味料：さんま	ソルビン酸カリウム使用 (対象外使用)	不検出	行政検査

★ RASFFマンスリーレポート

EUにおけるタイ産品の違反状況 (2026年9月上旬～下旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
9/2	デンマーク	チャプルの葉にブプロフェジン	information notification for attention
9/4	イタリア	飼料に水銀	information notification for attention
9/17	ノルウェー	唐辛子から基準値以上の残留農薬 (アセタミプリド)	border rejection notification
9/21	ポーランド	シロップ漬けパイナップルスライス に官能的特性の異常	information notification for attention
9/22	ドイツ	動物由来商品の違法輸入（豚由来の DNAの混入）	border rejection notification

★EPA、健康と環境を保護し法的責任を果たすため、市場から時代遅れの農薬を排除

米国環境保護庁（EPA）は、19種類の農薬の審査を終了し、時代遅れで不要となったこれらの農薬を市場から排除すると発表した。

法律により、EPAは登録済みのすべての農薬を15年ごとに審査することが義務付けられている。この定期的な審査により、許可されているすべての製品がヒトの健康及び環境を保護するための現在の安全基準を満たしていることが保証される。

このプロセスの一環として、製造業者は登録済みの農薬の継続的かつ安全な使用のために、EPAが指定するデータを提出するとともに、製品登録を維持するための年間手数料を支払わなければならない。製造業者が必要なデータを提出しない、維持費が支払われない、あるいは登録者が自主的に農薬の登録の取り消しを選択した場合、EPAには登録を取り消す義務が生じる。また、農家や使用者が実際に必要とする農薬のみを市場に存続させ、その継続的かつ安全な使用を裏付けるデータを確保することで、公衆の保護を図っている。

これらの農薬の製造業者は、製品登録を自主的に取り消すか、登録継続に必要なデータの作成・提供を行わないことを選択した。EPAはこれらの成分を含む製品が、米国での販売・使用を目的として今後製造されることはないことを公式に確認した。その結果、これらの農薬はすでに市場から完全に排除されているか、間もなく撤去されることとなる。

<https://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2026/foodinfo202620c.pdf>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 627の発行は、2026年11月27日とさせていただきます。

発行者： 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>

問合せ： （バンコク支店代表）coor.th@omicnet.com

ニュースレターバックナンバー： （タイ語）<http://omicbangkok.com/th/download/2>

（日本語）<http://omicbangkok.com/en/download/2>

食の安全ウェブサイト：（日本語）<http://www.omicfoodsafety.com/>